

## 就学援助のお知らせ

町では、お子さんが安心して勉強できるように、ご家庭の事情に応じて、学習に必要な費用の援助を行っています。

### ◆対象

令和6年度に小学校1年～中学校3年となる児童・生徒

### ◆援助を受けることができる方

- ① 生活保護を停止又は廃止された方
  - ② 町民税を課税されていない方
  - ③ 国民年金の掛金を減免されている方
  - ④ 児童扶養手当を受けている方
  - ⑤ その他(審査で認められた特別事情の方)
- 上記のいずれかに該当する方

### ◆援助内容

学用品費・修学旅行費・給食費等

### ◆申請手続き

学校等を通じて全児童・生徒に申請用紙をお渡ししますので、申請期間内に教育委員会へ提出してください。

### ◆申請期間 1月15(月)～1月31日(水)

※申請受付後、認定審査を行います。

■お問い合わせ先 教育委員会総務班(TEL29-2342)

## 産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が免除されます

### ◆対象となる方

国民健康保険に加入している令和5年11月以降に出産予定の方

### ◆免除期間

出産(予定)月の前月から翌々月までの4か月のうち、令和6年1月以降の国民健康保険税が対象です。

出産予定月	産前産後期間	減額対象期間
11月出産	10月～1月	1月
12月出産	11月～2月	1月～2月
1月出産	12月～3月	1月～3月
2月出産	1月～4月	1月～4月

### ◆免除内容

4か月の産前産後期間のうち、減額対象期間分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。

### ◆届出に必要な書類

- ①届書 ②母子手帳等
  - ③届出人の免許証またはマイナンバーカード
- ※出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

■お問い合わせ先  
小坂町役場町民課税務班(TEL29-3904)

## 在宅で生活されている方への手当や控除のお知らせ

### 【特別障害者手当】

在宅で生活する重度の障害がある20歳以上の方で、日常生活において常時介護を必要とするような状態が3か月以上継続している場合に申請できます(国の支給要件、所得制限あり)。1人につき月額27,980円が支給されます。ただし、入院期間が3か月を超えた場合または施設に入所した場合には支給が停止されます。

### 【要介護認定を受けている方の障害者控除】

障害者手帳をお持ちでない方でも、基準日(毎年12月31日)に介護保険の要介護認定(要介護1～5)を受けている65歳以上の方は、所得税や住民税(町県民税)の申告の際に障害者控除または特別障害者控除の対象となる場合があります。

この控除を受ける場合は「障害者控除対象者認定書」が必要です。発行を希望する方は、町民福祉班で手続きをおこなってください。

### 【おむつに係る医療費控除】

傷病によりおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合には、医師が必要と認めたおむつ代について、医療費控除を受けることができます。

#### 1) 初めておむつに係る医療費控除を受ける場合

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要になります。

#### 2) 2年目以降で引き続きおむつに係る医療費控除を受ける場合

要介護認定を受けている方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」または町が発行する証明書でも手続きができます。町証明書の発行を希望する方は、一定の要件を満たしている必要がありますので事前にご相談ください。

■お問い合わせ先  
福祉課町民福祉班(TEL29-3925)/福祉課まると支援班 地域包括支援センター(TEL29-2950)